

障害基礎年金等を受給しているひとり親のご家庭の皆さま 「児童扶養手当」が変わります

令和3年3月分（令和3年5月支払い）から

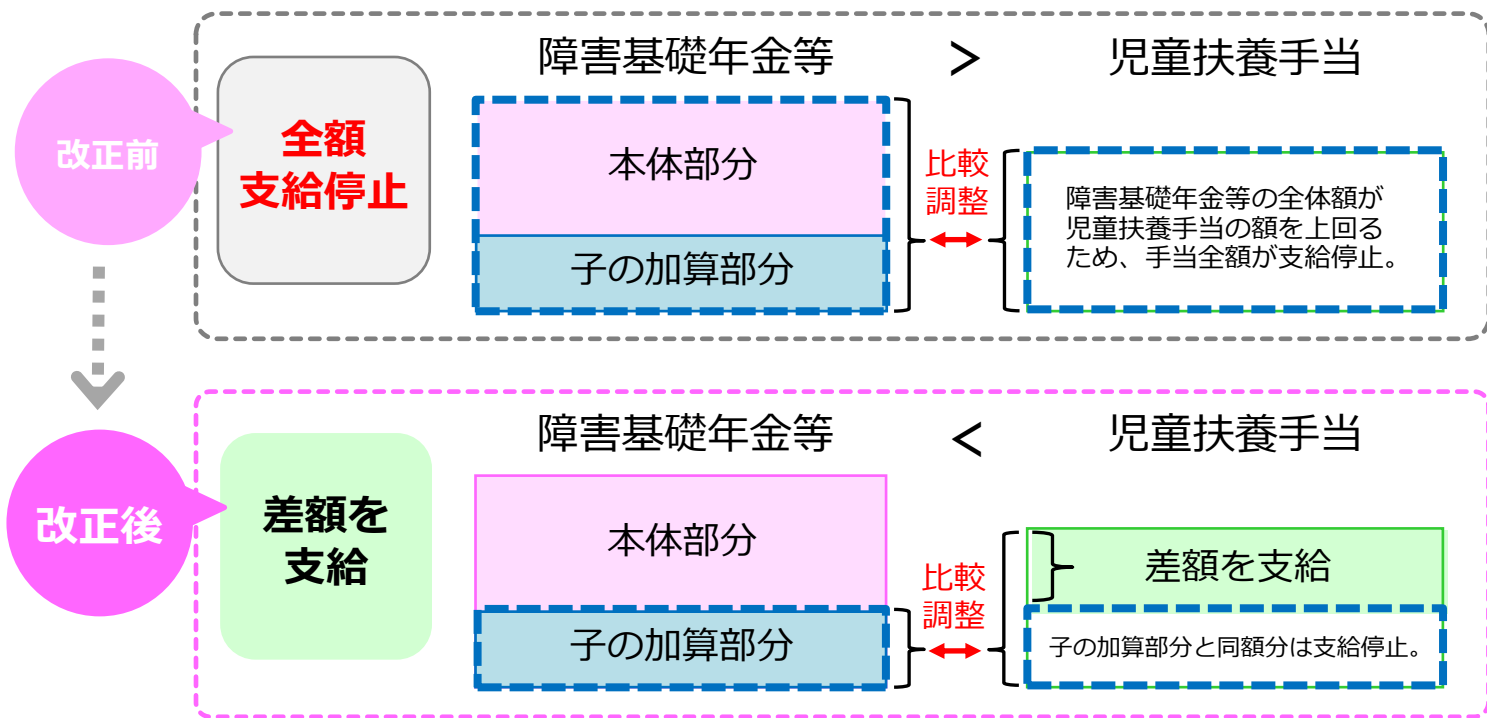
手当額の算出方法と支給制限に関する所得の算定方法が変更されます。

1. 児童扶養手当と調整する障害基礎年金等の範囲が変わります

- ▶これまで、障害基礎年金等(※1)を受給している方は、障害基礎年金等の額が児童扶養手当の額を上回る場合、児童扶養手当を受給できませんでしたが、令和3年3月分の手当以降は、**児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになります。**

(※1) 国民年金法に基づく障害基礎年金、労働者災害補償保険法による障害補償年金など。

詳しくは、お住まいの市区町村へお問い合わせください。



- ▶なお、障害基礎年金等以外の公的年金等を受給している方（障害基礎年金等は受給していない方）(※2)は、今回の改正後も、調整する公的年金等の範囲に変更はないので、公的年金等の額が児童扶養手当額を下回る場合は、その差額分を児童扶養手当として受給できます。

(※2) 遺族年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などの障害年金以外の公的年金等や障害厚生年金（3級）のみを受給している方。

詳しくは、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

(お問い合わせ先)

瀬戸内市役所 こども家庭課 子育て支援係
TEL 0869-24-8006